その他告示

○農林水産省告示第千六百十一号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Brassica oleracea L. var. acephala DC.	桃子野（ももこの）マーブル6	高見昌伸 兵庫県加西市別府町甲998―2	第37736号 令和８年８月20日
Calibrachoa Cerv.	BALCHAELIN K	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第38232号 令和８年８月18日
Lactuca sativa L.	MECANA	Nunhems B.V. Napoleonsweg 152, 6083 AB Nunhem, The Netherlands	第38143号 令和８年８月17日
Pentas Benth.	PEZZ0022	Syngenta Crop Protection AG Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland	第37737号 令和８年８月31日
Scaevola aemula R. Br.	Bonsca 210	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	第36743号 令和８年８月14日

○農林水産省告示第千六百十二号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Buddleja L.	Botex 005	Botanic Experience B.V. Dongensweg 3 A, 5171NA Kaatsheuvel, The Netherlands	第36127号 令和８年８月13日
Chrysanthemum L.	Zanmupaxas	Van Zanten Breeding B.V. Lavendelweg 15, 1435EW Rijsenhout, The Netherlands	第37420号 令和８年８月12日
〃	Zanmalex Orange	〃	第37481号 令和８年８月12日

○農林水産省告示第千六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町栗谷字芦谷六六から六九まで、七二から七七まで、一二五四の一から一二五四の三まで、一二五五、一二五六の一、一二五六の二、一二五六の四

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字芦谷一二五四の一・一二五五・一二五六の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二五四の二、一二五四の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　三重県熊野市大泊町字フジヨンボ四四〇の一・四四〇の二・字カクレザコ四五一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町大又字大島谷一一八〇の一、一一八〇の二、一一八一から一一八四まで、一一八三の一、一一八四の一、一一八六、一一八八、一一九一、字江竜一一八五、一一八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　三重県三重郡菰野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び菰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）